

第1回「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」議事録

日時：平成21年12月18日（金）10：00～12：00

場所：ニッショーホール大会議室

出席委員：

大崎委員長、吉岡副委員長、五野委員、大河内委員、亀田委員、岸本委員（代理 高田様）、渋江委員、武内委員、泥委員、中谷委員、松尾委員、松島委員、松野（雄）委員、松野（勉）委員

【1】開会

○事務局

本検討会は原則として公開とし、傍聴を認め、追って資料、議事録を公開することとなりますので、あらかじめご了解、お願いいたします。

【2】挨拶

【2-1】製品安全課長挨拶

○製品安全課長

電気用品安全に関する技術基準の検討ということを今年の5月、産業構造審議会の中で提案をした。

本日は第1回ということであり、これまでの経緯等をご紹介申し上げたい。

製品安全行政については、この数年、大きく制度等が変更、強化をされてきた。平成19年5月から重大製品事故情報報告公表制度がスタートし、今年の4月から長期使用製品安全点検表示制度もスタートした。さらには、この9月に消費者庁が発足したことに伴い、重大事故報告公表制度の受付、公表の業務が消費者庁に移管され、消費者庁が政府全体の司令塔となって、製品安全行政を一層推進していくという体制ができたところ。

製品安全行政の流れは、事前規制から事後規制へと変わって来たが、PSマークを中心とした技術基準を満たして製品を出荷してもらう体系、事故が起こった場合の対応、長期使用に伴う点検等、出荷後のフォローについても法体系が整備されており、事前規制の部分と事後規制の部分が両輪そろって製品安全行政の柱となってきている。

前述の事故情報の収集、公表という制度は、消費者庁に引き継がれ、ますます強化をされてきている。現在のステージは、こういう事故情報をいかにフィードバックしていくかということだと考える。

事前規制に関しては、規制が必要な製品をP Sマーク対象に追加する、あるいは技術基準を改正するというもの。近年でいえばガスコンロや石油燃焼機器、リチウムイオン電池をP Sマークの対象にしたところであり、電気用品の技術基準をこの9月に改正をした。このように、事前規制のフィードバック、そして各事業者殿に対しては、そのような事故情報を生かしながら、物づくりに反映する、あるいはリスクアセスメントということを設計段階からしていただくという流れになりつつあると考える。

この中で、電気用品安全法の事前規制対象品目は約 500あり、その殆どが家庭用電気用品である。非常に歴史があり、幅広く、網羅的な規制体系になっているが、この電気用品安全法について、このような事故情報などを踏まえながら見直していくべきステージに入ったものとする。ご承知のとおり、電気用品安全法には、非常に歴史があるが、さまざまな課題があり、これらは、後ほど事務局からも説明があると思うが、技術基準に関連するものとして、1項基準、2項基準や、対象範囲の問題、あるいは検査のあり方の問題等々、大きな課題がある。これを事故情報など最新の知見を踏まえながら、リスクに見合ったすっきりとした体系にしていくべきではないかと考える。今回、関係業界の皆様、有識者の皆様にお集まりいただき、専門的見地も踏まえながら総合的にご検討いただきたいと考えている。事故情報の収集、分析を行っておられるN I T Eさんに事務局をお願いし、これからじっくりご検討いただきたい。

私どもは、この検討に当たり2つのアプローチがあると考えており、この2つのアプローチを同時に進めていきたい。1つは将来像である。電気用品の規制のあり方というのを、どういう体系、どういう将来像が望ましいのか大きな観点からみていくということが大事だろうと考えている。

もう一方は、多数の電気製品があり、日々、いろいろな製品が製造販売されており、それに伴う生産活動が行われているところであるが、現場に混乱の来すことのないように、足元をしっかりと見据えながら、変えるべきところを変えていくという両方の観点が必要だろうと考えている。

年末のスタートとなったが、時間をかけながら、来年からまた本格的にご議論、ご審議を賜りたいと思っている。どうかよろしくお願ひしたい。

【2—2】N I T E製品安全センター所長あいさつ

○山本所長（N I T E製品安全センター）

ご承知のことと思いますが、N I T Eは製品安全課の指導の下、製品安全を大きな柱として日々の業務に取り組んでいるところ。今後とも皆様方のご協力のもと、しっかりとした体制で、この業務を続けていきたいと考えている。

このたびの電安法の技術基準に係るいろいろな課題等につきまして、組織一丸となって体制を整え、

皆様のご協力の下に大役をしっかりと受けとめ、良い報告をさせていただきたい。委員の皆様方、並びに関係者の皆様方のご協力、ご支援を頂きたいと考えており、長丁場になるかもしれないが、ご協力をお願いしたい。

【3】配付資料確認

事務局より配付資料の確認があった。

【4】出席者の紹介

各出席委員より自己紹介があった。

なお、日本冷凍空調工業会については、岸本委員の代理として高田氏が出席された。

【5】委員長選出

委員の互選により国立大学法人東京大学教授の大崎委員が委員長に選出された。

その後事務局から、検討会規定により委員長の指名によって副委員長を選任できること、今後、委員の中から副委員長が指名される旨連絡があった。

【5】委員長あいさつ

大崎委員より委員長就任に係る挨拶があった。

【6】議題（1）：本検討会の検討事項について

資料1-1に基づき事務局より説明があった。

その後、以下の質疑応答があった。

○森委員

2の「現行の技術基準などの法令改正案についての検討」というのは、これは改正原案が作成されるたびに、その妥当性について、この検討会で検討するということか。つまり、恒常的にこの検討会が続くということか。

○製品安全課

本検討会はロングスパンで考えているが、特に2に関しては定期的に恒常的に行っていくものと理解している。

【7】議題（2）-①：電気用品安全法に基づく技術基準等の課題の整理について

資料1-2に基づき製品安全課から説明があった。

その後、以下の質疑応答があった。

○吉岡委員

大筋で私どももこのようなあり方かなというように考えている。最後の5. のところで(1)から(4)まで、今後の検討項目として説明されたが、マスタープランという観点から見た時に、(4)のところは少し違う感じを受ける。ここは、どのような内容をこの中で検討していくのかももう少し明らかにしてもらいたい必要があると考える。

○製品安全課

吉岡委員のおっしゃるとおりであり、(4)は異質で、ルーチンでやっている作業である。

実質将来的なあり方というのは(1)から(3)であり、マスタープランも(1)から(3)で組むと考えている。

○大河内委員

対象製品の中で、もう既に使われなくなったものがあると資料に書いてあるが、具体的にはどのような製品か。

○製品安全課

適切な例かどうか分からないが、電気するめのし機というものや、暖房機器では電気採暖いす、電気火鉢が想定される。このような暖を取る製品は、現在では電気カーペットなどに置き換わっている。電気用品安全法では、このように電気用品名で細かく対象としていながら、肝心のパソコンなどのエレクトロニクス商品が入っていない。そういったばらつきが見受けられる。

○森委員

電気製品は社会の中のリスクと比べてわずかなリスクであるが、安全問題が異常に重大にとらえられて、規制の考え方も先鋭化する可能性が出てくるので、このリスク情報の活用の際には、世の中にあまたあるリスクと比較して、この電気用品安全法で規制すべきリスクの程度というのはどの程度のものかというのが分かってくるとありがたい。

○松野(勉)委員

説明を聞いていると、大体20年から25年間隔で大きな改正、考え方の進歩というものが行われてきたと考える。したがって、今回の改正で幾つかの整理をしていく、新しい方向を打ち出していくということを考えると次の改正は20年や15年という、そういう先を見据えて考えていかななくてはいけないのではないかと考える。そういう観点でよろしいか。

○製品安全課

おっしゃるとおりである。方針がぶれないよう最初にまずマスタープランという、大まかな、大き

な長期計画の設計図を作った上で、今何をやるというようにやっていくべきである。何も将来像を考えずに虫食い状にやっていると、後からまた手戻りがある。あえてマスタープランという言葉を使っている背景には、松野委員がおっしゃるように、やはり5年、10年、20年先を見据えた上で、今何をすべきかということを決める必要があると認識している。

○五野委員

資料1-2の表2の問題点の整理というところで、5番目の技術基準の国際整合性が必要ということだが、省令1項と省令2項が存在するなかで、これを国際整合化していくというのは、過去も何度もトライされていた問題点だと認識している。私の認識では、冒頭にもご説明があったが、あるべき姿と、それに実効性が伴うかどうかと考えると、どうしても1項基準というのが最終的には残ってしまったところがあると認識している。

よって今回は、もちろん業界によってはどうしても事情によって省令1項は必要だということもあるということは十分理解できるが、やはり国際性を考えて、我々メーカーがワールドワイドで勝ち残っていくということを考えたときには、省令2項の国際整合化というのは絶対必要ではないかと思っており、今回こそは気合いを入れてやっていくべきと考える。

○澁江委員

ただいまの意見に反対するつもりは全く無く、また冒頭の三木課長のお話にあった将来像のあるべき姿を描くということも大変重要と考えており、積極的に参加させていただくが、私ども日本配線器具工業会はスイッチ、コンセントなど、電気用品で言えば完成された製品というよりも、完成された製品に使われる部品といわれているものを担当している。部品というものは、屋内配線工事で使われる、ブレーカーや電線管、電線配線器具などといった全体のシリーズでみる必要があり、個別の製品という取り扱いではなく全体のシリーズで見べきであるというのがポイントの1つである。

もう1つは、この屋内配線工事に使う部品は電気用品安全法だけではなく、電気工事の電気設備の技術基準という法規の中にも入っており、そこにもIECの工事と従来の電気の工事という2本になっている。そういった意味で、電気用品安全法の中の部品の中の屋内配線工事に使う製品群についてはシステム全体で討議をする必要があり、工事の規則と一緒に考えていく必要があるという、この2つ点を慎重に考えて欲しい。

先ほどの三木課長がおっしゃられた現場で混乱を起こさないというお話はもっともであり、私どももエンドユーザー様に電気工事でご迷惑をかけてはいけないので、省令第1項の廃止について、慎重な審議をお願いしたい。

○松島委員

リーマンショックに続いてドバイショック、こういった経済的なりセッションの時期に電安法の見

直しを行うというのは、日本の誇る安全技術を新たな規制というような表現よりも、安全技術を次の産業の育成という、日本の競争力を強化するような、そういう安全技術になるような形でぜひ検討をお願いしたい。

○中谷委員

先ほど澁江委員の方から部品という観点での考え方というものを御発言いただきましたが私も全く同じ思いです。我々電池工業会としては電気用品安全法との関係では、リチウムイオン蓄電池の規制が新しく入ったところです。この蓄電池は部品ですが、この部品はシステムと両方絡まないと安全性というものを確保できません。この蓄電池の安全規制がどのような形になるのか我々はこれまで立案段階から関わってきていた。最初は消費生活用製品安全法の方で取り扱われるというようになったのが、あるときから突然こちらの方が変わってきた。部品というものは部品単独で安全性を確保する考え方は少々難しい部分もあると思う。そういう意味で、部品と製品というものをどのように分けるのかという観点はこの説明には無いが、このような考えもあると思う。

もう1点、1項基準と2項基準について、確かに2項基準に全部準じていけば良いと思うが、リチウムイオン蓄電池などの場合には、世界で今いろいろな技術競争をやっているところ。いろいろな整合性を取るよう求められても、こちらは今まさに情報戦争をやっている最中のような状況であることから、ぜひ1項基準の考え方も残してもらいたいということをお願いする。

○松野（雄）委員

全体の流れとしてはこの方向で良いと思う。ただ、国際的な仕組みやルールから少々逸脱したような、日本独自の規格・基準が出るときには、それを日本から国際提案する形にするなど方向性を揃えて欲しい。

○武内委員

我々が扱っている製品もある意味では部品である。長期的に考えると、例えば自動車も電気になるような時代なので、いろいろな他の基準や法と絡むところまでマスタープランで書いていただき、「この部分が電気用品に該当する」という点も整理された上で検討してもらえると我々の位置づけもはっきりすると思う。

○大崎委員長

1項基準との関係、あるいは他の法規との関係、あるいは国際整合との関係、それから産業育成も含めて、皆様方、それぞれの問題については十分共通の認識をもっていると思う。その中でいかに将来に向けて方向性をしっかり議論した上で実効性のあるものにするか。そこが一番難しいところで、今まで大きな問題として残ってきていたと思う。今後、それらの現状の問題点も十分踏まえた上で、先ほど近々のスケジュールのご紹介もあったが、マスタープランの素案づくりに向けて、議論を深め

ていきたいと思う。

【8】議題（2）－②：現行技術基準等に関する問題の検討について

事務局より資料1－4に基づき説明。

以下の委員長からのコメントを除いて特段質疑応答は無かった。

○大崎委員長

事前調査で出てきた論点で大体は網羅されているということで良いか。特に追加での論点があれば頂きたい。事務局でまとめられた技術基準に関する論点であるが、今後、いろいろと検討していく上での大事な内容になってくると考える。

【9】議題（2）－③：マスタープランについて

事務局より資料1－5に基づき説明。

その後以下の質疑応答があった。

○松野（勉）委員

資料の1－5で、テーマ1. ○○○○、テーマ2. ○○○○と記載され、サンプルとしてテーマを技術基準とした場合の考え方が示されている。この検討会では技術基準と体系の2つしかないと考えているが、テーマはその2つになってしまうということか。

○事務局

テーマは、資料1－2に書いてある3項目に対応してマスタープランをつくり上げていくイメージである。そのテーマは幾つかあるが、テーマが対応して○○のところ埋まっていくと考えている。

○松野（勉）委員

技術基準と大きくくくってしまうと、かなり大きなテーマになってしまう。その中には幾つかの問題点、課題が含まれていると思う。その問題点、課題をここでいうテーマとして取り上げるのではないか。だから、大きなタイトルとすれば技術基準の検討かもしれないが、その中にサブテーマが幾つかあり、それをこのテーマ1、あるいはテーマ2というようにブレイクするというように考えても良いか。

○事務局

そのように考えている。

○大崎委員長

例えばということで結構だが、この技術基準以外に他ではどのような案件が例としては挙げられるか。

○事務局

例えば、資料1-2の5.の(1)で「リスクに応じた安全規制の具現化の検討」に関しては品目に関わる課題があげられる。この課題に対しては、品目の大きくくり化やネガティブリスト化などの手法で対応して行くものと考えている。

○吉岡委員

マスタープランのイメージを示してもらったが、当然、こういう大きなテーマの中で個々を固めていくことになる。製造事業者からみたときには、例えば、1つ事例として、事後措置ということで、市場買い上げという手法もある。具体的な事例で申し上げますと、例えば性能規定化した場合に、そういう買い上げ試験が具体的にどうなっていくのか、その判断はどうなっていくのか、こういうことも含めて、将来、決めていく内容によって、今度はどういう措置が行われるのかということも含め、全体像がわかるようにマスタープランというのをつくり上げて欲しいと考える。

○製品安全課

吉岡委員の発言に対して補足したい。マスタープランであるので、個々のテーマももちろんだが、全体をどうするかという話と、ここには時間軸が描かれていないが時間軸という概念もある。また、個々の課題作業をいつごろ、どういうタイミングで行っていくかという要素も当然入る。これを1枚の紙に書こうとするのはかなり事務局も苦労されたと思うが、これはマスタープランをつくっていくための、例えば検討していく1つのテーマに分解したときに、どうやってアプローチしていくかというやり方であって、でき上がってくるマスタープランというものは、やはりスパンがあって、全体の流れをどうするかというようなもの、それで個別テーマ的にどうなっていくのかというものが出てくるのではないかと私たちは考えている。

○五野委員

今、全体的にどうするか、時間軸がないという話があった。それも大事なのだが、我々委員は今、本検討会に関わっていくわけだが、METIが一番上に位置し、我々のポジションがどこにあって、それが提案をまとめた後、どこに流れていくのか。具体的な内容を検討するWGという話が出ているが、そこが少々分かりにくい。考えを教えて欲しい。

○製品安全課

今回は第1回ということで、全体的な内容の資料を出させていただいたが、今後は、より具体的に進め方、あるいはどのようにワーキングみたいなのをつくっていくとか、そういうことも相談しながらやっていきたいと思っている。

この検討会は、産業構造審議会製品安全小委員会で5月にご審議をいただいて、こうした方向で専門家、有識者を交えて検討していくということを受け、開催したものである。法律、あるいは政省令、

技術基準というようなところの改正ということになると、産業構造審議会等の審議会で審議していただくが、その審議会へのインプットをこの検討会で検討していただくこととなる。検討の結果、具体的に政省令改正などが必要ということであれば、審議会でご審議いただくプロセスを考えている。

この検討会自体、各団体の方、キーパーソンに入っている。検討範囲が非常に幅広く、具体的にこれから各論に入っていくとテーマごととか、分野ごととかに分けてのご検討をいただく必要が出てくると思っている。いずれご相談しながら進めていきたい。

○製品安全課

ここの検討会は資料 1-1 にあるとおり、将来的な電気用品安全法に基づく技術基準の改善策について、技術的・専門的な見地から検討を行って、最終的には産業構造審議会製品安全小委員会への基礎資料を作成するというのがこの検討会の設置趣旨である。

最終的なアウトプットは産構審のほうに出して、公の場で議論して、制度化していく、具現化していくということを考えている。産構審というのは非常にキャッチメントエリアが広いので、個別具体的なことまでは審議できない。また製品安全小委員会も扱う範囲が広い。

電気用品安全法は非常に歴史も長く、詳細に亘っての検討が必要であることから、この場をお借りして、電気用品安全法の技術基準に関するよりよい運用改善に資するよう、皆さんでつくっていきたいと考えている。

○大崎委員長

先ほどご質問にもありましたように、具体的な検討自体は事務局等を中心に、あるいはワーキング等を組織しながらやっていくことになると思う。それをまたこの検討会でしっかりと審議するということになるのでよろしくお願いいたします。

【10】議題（3）技術基準の改正に関する検討について

製品安全課から資料 1-6 に基づき説明。

委員長から以下のコメントがあった外、特段質疑応答は無かった。

○大崎委員長

本件、2 項基準の改正については、説明があったように、パブリックコメントが 1 月に予定されている。各委員におかれては、持ち帰ってご検討いただき、適宜事務局へご連絡をいただきたい。

【11】その他

事務局より以下の説明と副委員長に係る提案があった。

○事務局

検討会の資料を検討、調整するために、関係業界からなる幹事会、ワーキンググループ等を設置して進めることを考えている。

2点目は次回検討会の予定について、先ほど委員各位のご都合を伺ったところ、3月3日水曜日午前にさせていただきたい。

○製品安全課

補足させていただきたい。今回の検討テーマは非常に範囲も広く、また奥も深いものである。こういった皆さんが一堂に会しての検討する機会というものなかなかチャンスがないので、今ほど事務局から説明があったとおり、検討するワーキンググループ、幹事会というものを別途設置させていただき、そこで全体のハンドリングをする。そしてさらに項目別に検討するのであれば、適宜検討する体制をつくるということで、この場でまた結果を報告していただく形にさせていただきたい。

この会だけですべて決めようとするにはかなり無理があるので、ぜひとも、ボランティアな協力になって大変恐縮ですが、検討にご参加いただけるようご協力お願い申し上げたい。

○大崎委員長

ぜひともご協力の程、よろしく願います。

今、お話があったように、この検討会そのものも議論する範囲が非常に多岐にわたっており、また専門的でもあることから、本日、私が委員長を務めることになったが、できれば、委員長を補佐する立場で副委員長ということを決めさせていただきたい。

参加していただいている委員の方の中で、特に業界を広くみておられる家電製品協会のほうに、お願いしたいというように考えている。家電製品協会の吉岡委員に副委員長をお引き受けさせていただきたい。

○吉岡委員

了解。

○大崎委員長

今後の検討事項に関するいろいろな調整、それから先ほどの具体的な幹事会等での議論も含めて、事務局とともに一緒にご対応をお願い申し上げます。また委員各位にもご協力もぜひよろしくお願い申し上げます。

何か全体的なところで委員から、最後にご発言等があればお願いしたい。

○森委員

先ほどご説明いただいた資料1-6というのは、これは審議事項だったのでしょうか、報告事項だったのでしょうか。審議事項だとすれば、資料1-1の2で「技術基準などの法令改正案についての検討」があったが、これを行ったことになるのか。議題3の立ち位置を確認したい。

○製品安全課

議題3に関して、今まで電気用品調査委員会等で十分に議論されているテーマであることから御存知の方が多いと思う。しかしながら、こういった公開の場で議論してこなかった。今後はこの検討会を通じて、公開の場で検討していただいた上で法令改正につなげていく手順に改善していくこととしたい。

こうしたことから、今回の検討会において近々中に改正する2項基準について、審議事項とさせていただいたところ。パブリックコメント締め切りまで時間があるので、委員の方々にはお持ち帰りいただき、お気づきの点があれば、事務局に適宜ご意見をいただきたい。

ルール上、大変失礼な対応となってしまったが、第1回目ということもありお許しいただきたい。2回目以降は、十分な余裕をもって、こうした技術基準の改正の案件は提出させていただくこととしたい。

【12】閉会

○大崎委員長

ほかに何かご発言がなければ、本日はこれで終了する。

以上